

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第33号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(目的) 第1条 この規程は、次長、部長、安全運行管理官、課長、事業所長（以下「次長等」という。）が行う専決及び代決について必要な事項を定め、組織的、かつ、能率的な事務処理を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、次長、部長、 <u>担当部長</u> 、 <u>安全運行管理官</u> 、課長、 <u>担当課長</u> 、事業所長（以下「次長等」という。）が行う専決及び代決について必要な事項を定め、組織的、かつ、能率的な事務処理を図ることを目的とする。																								
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																								
<table border="1"><tr><td>増収増客担当部長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総務課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>営業推進課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>営業課長 (自動車部)</td><td>(略)</td></tr></table>	増収増客担当部長	(略)	(略)	(略)	総務課長	(略)	(略)	(略)	営業推進課長	(略)	営業課長 (自動車部)	(略)	<table border="1"><tr><td>営業推進担当部長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>企画総務課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>営業推進課担当課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>管理課長 (自動車部)</td><td>(略)</td></tr></table>	営業推進担当部長	(略)	(略)	(略)	企画総務課長	(略)	(略)	(略)	営業推進課担当課長	(略)	管理課長 (自動車部)	(略)
増収増客担当部長	(略)																								
(略)	(略)																								
総務課長	(略)																								
(略)	(略)																								
営業推進課長	(略)																								
営業課長 (自動車部)	(略)																								
営業推進担当部長	(略)																								
(略)	(略)																								
企画総務課長	(略)																								
(略)	(略)																								
営業推進課担当課長	(略)																								
管理課長 (自動車部)	(略)																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)